

## 金融・保険市場におけるトピックス

### 【欧州・規制動向】

#### ○EUの規制による消費者への情報公開項目増加への批判

欧州保険協会（Insurance Europe）は、EUの規制に基づく過剰な情報公開が、保険加入時の参考というよりむしろ逆効果となって消費者を混乱させており、適切な加入判断を妨げているとの見方を示した。

消費者が保険商品を比較検討する際、透明性の確保が消費者保護の観点から重要であることは言うまでもなく、規制の目的は消費者に量ではなく質の高い情報を提供することであるが、残念ながらEUの規制は現在この方向に進んでいない。

現在のEUの規制の下では、消費者がオンラインでPRIIPs（リテール向け保険ベースのパッケージ型投資商品）をブローカーから購入しようとする、契約前に75項目におよぶ情報の提供が必要となる。さらに、今後新たに導入される予定のPRIIPs規則やIMD2（保険仲介者指令の改正案であり、保険仲介者への規制を強化する内容となっている）等によって、消費者は最終的に147項目にのぼる情報の提供を受ける必要がある。また、ソルベンシーIIやPRIIPs規則、IMD2等の中で重複する開示項目が多数見られるため、消費者は同じ内容の情報を異なる書式で受け取ることとなる。欧州保険協会は、累積的に増加し重複する情報公開制度を見直し、より簡潔な規制とすることが必要であり、現在も契約者保護や情報開示の強化等につき検討が続けられているIMD2にも反映すべきだとしている。

（Insurance Europe press release 2015.4.14 ほか）

### 【欧州・自然災害】

#### ○欧州暴風雨「ニコラス」の保険損害見込み発表

AIR Worldwide（自然災害リスク評価会社）は、大型熱帯低気圧「ニコラス」の損害による保険金支払が10億ユーロ（約1,320億円）から19億ユーロ（約2,510億円）にのぼるとの見積りを発表した。被害はドイツを中心に、オーストリア、ベルギー、チェコ、フランス、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、スイス、イギリスに及んでおり、損害見積額には沿岸部の住宅、商業、工業、農業関連の各施設および生産物、そして自動車への被害が含まれている。ニコラスは断続的な突風と雷雨、吹雪を伴いながら東へ移動を続けたため、倒木による自動車や建物への損害に加え、鉄道、航空路線の欠航も相次いだ。

最大瞬間風速は2007年の「キリル」に匹敵し、また被害に繋がる突風が広い範囲におよんだため、「ニコラス」はヨーロッパを襲った最大級の嵐のひとつとなった。

（National Underwriter 2015.4.7 ほか）

## 【米国・規制動向】

### ○AIG が保険業務へのドローンの開発・利用に関する認可を取得

4月8日、米連邦航空局（FAA）は、民間の小型無人機（ドローン）の商用テスト利用に関して、米保険グループ AIG を含む 30 の企業に新たに認可を与えたことを公表した。ドローンはカメラ等の装着が可能のため、自然災害時など人が立ち入ることができない場所への飛行によりリアルタイムで映像を受信することができるなど、損害査定時のリスクを削減し、かつ迅速により多くの情報を収集することが可能となる。

米国では、民間のドローンの商用利用には、飛行高度や速度、重量、日中の目に見える範囲での飛行や操縦者の要件等の様々な条件が定められており、すべて FAA の認可が必要である。AIG は、今後のドローンまたはこれを利用したサービス等のための研究についてもあわせて認可を受けており、保険業務へのドローン活用のための技術開発が進むことが考えられる。

FAA はガイドラインの策定などを進めており、今後民間の商用利用がさらに拡大することが予測されている。

(FAA ウェブサイト、International Business Times 2015.4.10 ほか)

## 【米国・規制動向】

### ○NAIC が消費者の個人情報保護に資する規制手引書を公表

4月17日、全米保険庁長官会議（NAIC）は「実効性のあるサイバー・セキュリティ原則（保険規制手引書）：Principles for Effective Cybersecurity (Insurance Regulatory Guidance)」を公表した。

2015年2月に医療保険会社の Anthem で約 8,000 万件、同3月に同じく医療保険会社の Premera Blue Cross で約 1,100 万件と立て続けに発生したサイバー攻撃による大規模な顧客情報流出事件を受け、州保険規制当局が保険会社や保険募集人等に対して顧客情報の防御措置を強化するよう働き掛けたことが背景にある。

「実効性のあるサイバーセキュリティ原則」は、米国証券業金融市場協会（SIFMA）が既に策定していたものをもとにしており、全部で 12 の原則からなる。主なものとして次の事項が挙げられている。

- 州保険規制当局は、顧客の個人情報をサイバー・セキュリティ・リスクから保護することを保険会社に徹底させる責任を有するとともに、サイバー・セキュリティへの侵害行為が認められた場合には顧客に対して適時に警報を発することができるようなシステムを保険会社などに構築するよう規定すべきである。
- 州保険規制当局は、サイバー・セキュリティに関してリスクベースの検査を含め、適切な監督を実施すべきである。
- 保険会社や保険募集人等は、サイバー・セキュリティ上の事故発生対応計画を策定する必要があり、これはサイバー・セキュリティ・プログラムを有効なものとする。

するためには必須の構成要素である。

- 保険会社にとって、サイバー・セキュリティ・リスクは ERM（統合的リスク管理）の一部として組み込む必要がある。
- IT 部門に対する内部監査結果は、取締役会や関連する社内委員会で共有のうえ、検証する必要がある。

なお、NAIC による規制手引書の公表後、保険会社は顧客情報の保護に従来以上に慎重を期す効果を有するとの意見や、このような原則を規定してもサイバー攻撃を仕掛けてくるハッカーの防御はできないという意見など複数のコメントが出されている。

(iHEALTHBEAT ウェブサイト、NAIC ウェブサイト 2015.4.27 ほか)

## 【米国・市場動向】

### ○ISO が自動車配車サービス業の運転手向けに新特約を開発

2015 年 4 月、損害保険会社向けに保険料率算出や約款作成等の支援を行う米国最大手のアドバイザー団体である ISO (Insurance Services Office) は、スマートフォンなどにより自動車のライド・シェア（相乗り）サービスを提供する運営事業者（City Transport Network）および個人運転者向けに、サービス提供時のリスクの一部をカバーする 2 つの新たな特約を開発したことを発表した。ライド・シェアは、スマートフォンで乗車を希望する乗客と、目的地までの運送を有償で提供する個人のドライバーをつなぐサービスで、料金がタクシーなどより安く、手軽に利用できることなどから近年ニューヨークなど複数の都市で利用が増加している。

一方、NAIC（全米保険庁長官会議）は 3 月 31 日付で、個人の自動車保険では、有償でサービスを提供する「業務中」のリスクが免責なため、事故が発生した時に十分な補償が行われない可能性があるとして、現在の保険カバーのギャップを指摘したうえで各州の保険当局がどのように対応すべきかをまとめた文書を公表した。事業用自動車保険は高額で、サービス提供回数が特定できない個人のドライバーが購入するには負担が大きいため、個人向け自動車保険の新たな特約の開発などが検討されていた。

ISO によると、同社が開発した 2 つの特約は、個人ドライバーが①サービス提供が可能である旨を運営事業者に連絡し、乗客の割当を待っている最中および②乗客が割り当てられ、迎車として走行している間をカバーするものであり、乗客が乗車し目的地まで走行する間のカバーは提供されない。同特約は、複数の州で申請が行われた段階であり、認可取得には至っていないが、ISO が提供するサービスには、保険会社が料率を算出するための基礎資料なども含まれているという。

事故発生時に被害者が十分な補償を得られる態勢とすることは、今後同サービスが発展していくうえで不可欠な事項であり、今後の動向が注目されている。

(Verisk Analytics ウェブサイト 2015.4.2 ほか)

## 【米国・市場動向】

### ○Google がカリフォルニア州で自動車保険の価格比較サイトに参入

米国 Google（グーグル）社は、2015年3月からカリフォルニア州で自動車保険の価格比較サイトの運営事業に参入した。検索エンジン最大手として、同社が集積する膨大な量のデータが利用可能なため、保険会社とブローカーの業界地図を塗り替えるだろうという思惑から、多大な期待が寄せられていたがこれが実現することになる。

もともと同社は2011年3月、イギリスで急成長ウェブサイト企業と評されていた価格比較サイトの BeatThatQuote を約 6,200 万ドルで買収した後、2012年から同国で自動車保険の価格比較サイトを運営してきており、そのノウハウを有していた。米国での運営方法もイギリスでのものと基本的には同じであるとされている。

グーグル社が米国での自動車保険の価格比較サイトに参入することは、かねてからメディアで報じられてきていた。しかし、実際に米国市場で自動車保険価格比較サイトへの参入が躊躇されていたのは、英国と異なり、その運営に保険販売の免許が必要とされていたからであった。

今後の展開について、同社はサイト上に保険会社の順位付けや満足度・コメント欄を追加することなどを予定している。また、既に全米 48 の州とコロンビア特別区において保険販売の免許を取得しており、全米展開を目指すものと目されている。

現在のところ、13 の保険会社が自動車保険の見積を提供することになっているが、Progressive、Allstate、State Farm の自動車保険大手 3 社はこのグーグル社の自動車保険比較サイトに参加する意思を表明していない。

（WSJ ウェブサイト、Insurance Journal 2015.3.5 ほか）

## 【インド・規制動向】

### ○市場開放へ保険法改正案を承認

2015年3月12日、インドで保険分野への外資の出資比率の制限を 26%から 49%に引き上げることや、再保険会社に国内での支店設置を認める内容等を盛り込んだ保険法改正案が国会で可決した。また、それを受け、外国再保険者がインドに支店を開設する際は関連当局の認可が必要であることや必要な資本規模・格付け等についての要件も公表された。

モディ政権は外資誘致による産業振興を狙い、同法案と同じ内容の大統領令を 2014年12月26日に公布していた。大統領令は国会可決を経た法律と同じ法的効力を持つが、6カ月以内に国会可決が得られなければ無効になる。これまでモディ首相はねじれ国会で野党からの同法案への支持を取りつけることに苦勞してきたが、前政権時代から7年間棚上げされてきた規制緩和を実現し、政権発足から約1年で主要な経済改革において実績を初めて示すことになった。

ジェイトレー(Jaitley)財務相は、2013年の保険料収入の GDP に対する割合である保

険浸透率は生損保合わせて 3.9%と、世界平均の 6.3%を下回ると国会の答弁で明らかにしている。一方、インド商工会議所連合会（FICCI）は 2013 年現在で約 7,000 億ルピー（1 兆 3,200 億円）の損保市場は 2025 年には 4.8 兆ルピー（9 兆 1,000 億円）規模になるとの試算を示している。

同法案の可決により、多くの外国資本がインド市場に関心を持つことが期待されており、現地財閥と仏アクサとの合弁会社 Bharti AXA は AXA の出資比率を 49%まで引き上げる計画について述べ、ロイズはインド市場への再参入の可能性を示唆している。

また、インド保険業界において、今年は 10 万人以上、今後数年間で数十万人以上の新規雇用が生まれることが期待されている。

（The Indian Times2015.3.28、Asia Insurance Review2015.4.9 ほか）

## 【ミャンマー・規制動向】

### ○外国資本保険会社の参入基準を発表

タイの新聞社 The Nation は、外資系保険会社は今後 Thilawa、Kyaukphyu、Soshite、Dawei 等の現在構築中の経済特区（SEZs）において開業を許可されるだろうと報じている。

ミャンマー当局は、経済特区における外資系保険会社開業のための最終的な基準を発表した。Maung Maung Thein 財務副大臣は「外資系保険会社がミャンマー市場に参入するための最終的な規則と基準の策定は完了した。外資系保険会社はこれらの経済特区において開業するためのライセンス料として、3 万ドルを支払う必要がある。なお、既にライセンス料を支払済みの国内保険会社はこれを再度支払う必要はない。」と述べた。

現在ミャンマーには日本、シンガポール、米国、欧州から 15 社の外資系保険会社が既に駐在員事務所を開設している。ミャンマー当局は 2013 年に民間の国内保険会社に市場を開放し、1952 年以来唯一の国内保険会社であった Myanmar Insurance の独占を解消したが、一方でこれらの民間保険会社はまだ安定した経営基盤を持っていない。そのため財務副大臣は、民間保険会社は今後大規模な資本を持って参入してくる外資系保険会社との国際競争への準備を急がなければならないとも述べている。

（The Nation 2015.4.8、Asia Insurance Review 2015.4.9、2015.4.23）

## 【中国・市場動向】

### ○オンラインチャンネルが成長しているが問題ある商品も販売

中国の保険オンラインチャンネル市場は、2019 年までに生損保合わせて 3,645 億元（約 7 兆円）になると予想されている。2014 年は生保が 353 億元（約 6,780 億円）、損保が 506 億元（約 9,720 億円）であり、5 年間で 4 倍以上の市場規模に成長する見込みだ。

現在、傷害保険を中心に 500 以上のオンラインチャンネル専用商品が販売されている。これらの商品のほとんどは 2013 年から 2014 年に発売されたもので、この 2 年間で急増

した。その理由は、保険会社側にとって、相対的に他のチャネルよりもオンラインチャネルの方が経費を抑えながら販売できるためであり、政府も経済成長を図るため、金融機関に対しオンラインに注力するよう薦めている。

これらを背景に順調に成長しているオンラインチャネルだが、問題もある。株価がストップ安になった場合に株価下落分を補償する商品や、違法駐車により支払う罰金を補償する商品が販売され、2015年2月以降、こうした疑似保険商品につき中国保険監督管理委員会は4回の警告を発している。

(Insurance Asia First2015.4.16、Asia Insurance Review2015.4.22 ほか)

## 【韓国・市場動向】

### ○マイレージ保険とブラックボックス特約の加入件数が急増

主な損害保険会社において、走行距離連動型の自動車保険である「マイレージ保険」と事故録画装置を装着する「ブラックボックス特約」の加入件数が急増している。2014年12月末時点でのマイレージ保険加入件数は220万件（前年比+45%）、ブラックボックス特約の付帯件数は320万件（同+32%）となっている。

マイレージ保険はドライバーに自動車の走行距離削減を図らせることにより、年間走行距離に応じて5%から13%前後の割引を行う。また、ブラックボックス特約はドライバーに安全運転を意識させることにより、4%前後の割引を行う。

マイレージ保険もブラックボックス特約もともに自動車事故を減らす効果を見込んでいるため、契約者は自動車保険料の割引が受けられる。しかし、実際には期待されたほど自動車事故が減少しておらず、むしろマイレージ保険・ブラックボックス特約の販売件数増加が自動車保険の損害率悪化の原因となっており、損保各社は頭を悩ませている。原油価格の下落による交通量の増加や、寒波の到来による雪害が、損害率悪化に更なる拍車をかけている。

今後韓国では運転習慣により保険料が決定する「自動車の利用状況に応じた保険」(Used-Based Insurance:以下「UBI」)の導入が予想されており、最近、興国火災が通信会社KTとUBI開発の業務協約を締結した。金融当局が保険料の値上げを制限している現状からするとUBIも保険料引き下げのみ可能な商品になる可能性が高く、損害率悪化の新たな材料にならないか業界から憂慮する声も聞かれる。

(韓国保険新聞 2015.1.19、ソウル経済 2015.2.5 ほか)